

## 用語解説

事例をお読みになるにあたって

事業所の職場改善好事例をお読みいただくにあたり、事例に掲載されている支援制度等の用語について、概要をご説明します。巻末の「支援制度」(p90)と合わせて参考にしてください。

### 1 EAP

EAPとはEmployee Assistance Program(従業員援助プログラム)と呼ばれる米国生まれの職場のメンタルヘルスサービスで、企業が自社内部で設置する場合と、外部のEAP会社にアウトソーシングして社員の悩み相談に対応する場合とがある。(日本EAP協会ホームページより)

### 2 業務遂行援助者の配置助成金

重度知的障害者または精神障害者を雇い入れ、その者に対する業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な援助及び指導の業務を担当する業務遂行援助者を配置する事業主を対象とする助成金。

### 3 重度中途障害者職場適応助成金

採用後に労働災害、交通事故、疾病等のために障害を有するに至ったいわゆる中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置を実施する事業主を対象とする助成金。

### 4 障害者委託訓練 (障害者の態様に応じた委託訓練)

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して就職に必要な知識・技能を習得するための公共職業訓練を実施している(訓練機関:3ヶ月(標準))。

### 5 障害者作業施設設置等助成金

障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う費用に対する助成金。

## 6 障害者職業生活相談員

障害者を5人以上雇用する事業所については、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員を選任することが義務付けられている。

障害者職業生活相談員の資格は、(独)高齢・障害者雇用支援機構が実施する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了することにより得ることができる。

## 7 職務創出

既存の業務では対応困難な場合に、個々の能力に合わせた作業や新たな作業を組み合わせるなどして、雇用できるための職務を創り出すこと。

## 8 ジョブコーチ支援

知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、事業所、障害者双方にきめ細かな人的支援を行う制度。ジョブコーチは、地域障害者職業センターに所属する配置型ジョブコーチと、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等に所属する第1号ジョブコーチ、事業主が自ら配置する第2号ジョブコーチがいる。

## 9 精神障害者社会適応訓練事業 (職親制度)

精神障害者が社会に適応できるように、一定期間、協力事業所に通い、作業を通じて対人能力、仕事に対する持久力、環境への適応力等を養うことを目的としている制度。期間は原則6か月で3年を限度として更新できる。(実施主体は都道府県であるが、保健所が相談や申請の窓口となっている。)

## 10 精神障害者ステップアップ雇用

求職精神障害者が事業主と有期雇用契約を締結し、短時間就労(週10時間以上)から始め、一定の期間(3ヶ月以上12ヶ月以内)をかけて就職に対する不安を軽減し、事業主と精神障害者の相互理解を深めながら、就業時間を延長し、その後の常用就労を目指す。

## 11 特例子会社制度

事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる制度。

事業主にとってのメリットとして、障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分にひきだすことができるといったことが挙げられる。

## 12 リワーク支援

主治医等との連携の下、職場復帰に向けたコーディネーター、生活リズムの建て直し、リハビリ出勤による復職前のウォーミングアップ、職場の受入体制の整備等の支援を行う。

